

15-20-100 人力伐開 (SPA201)

(1) 植生区分

表20.1 植生区分表

区 分	笹 類	笹灌木混交	灌 木 類	根曲竹類
1 種	中・密	中・密	中	—
2 種	—	—	密	疎・中・密

備考 植生の疎密度は、次のとおりとする。

疎：植生被覆率 30%未満、中：植生被覆率 30%~70%、密：植生被覆率 70%以上

(2) 人力伐開

表30.2 人力伐開歩掛 (100m2当たり)

名 称	規 格	単 位	1 種	2 種
草刈機運転	肩掛式 1.3kw	日	0.14	0.32
特殊作業員		人	0.14	0.32
計				

備考 本表には、刈払後に敷地外までの小運搬・集積作業を含む。

(参 考) 草刈機運転単価表

(1日当たり)

名 称	単 位	数 量	適用機械工歩掛	摘 要
混 合 油	ℓ		02-15-210	燃料消費量による
機 械 損 料	日	1		肩掛式 1.3kw

【暫定歩掛】15-20-200 チェンソー伐開 (I) (SQ1512)

表20.3 チェンソー伐開 (I) 歩掛

(1,000m2当たり)

名 称	規 格	単 位	疎	中	密
混 合 油	混合比 25 : 1	ℓ	<del>2.16</del> 16.46	<del>9.60</del>	<del>5.04</del>
チェーンオイル		〃	<del>0.06</del> 0.46	<del>0.10</del>	<del>0.14</del>
世 話 役		人	<del>0.06</del> 1.22	<del>0.10</del>	<del>0.14</del>
特殊作業員		〃	<del>0.60</del> 1.42	<del>1.00</del>	<del>1.40</del>
普通作業員		〃	<del>2.40</del> 7.93	<del>4.00</del>	<del>5.60</del>
機 械 損 料	鋸長500mm	日	<del>0.60</del> 4.57	<del>1.00</del>	<del>1.40</del>
計					

備考1 本表は、チェンソーによる伐開の場合に適用し、玉切、枝払及び20m以内の片付けを含む。

2 勾配が40度未満の斜面における作業に適用し、伐開範囲の一部が40度以上の場合は適用しない。

3 疎密度区分は、次を標準とする。本歩掛を適用した場合は、「水産林務部請負工事歩掛見積要領」のフロー図に基づき試験施工を行い、必要に応じて設計変更すること。

~~疎：立木蓄積が30m3/ha以上、60m3/ha未満の場合~~

~~中：〃 60 〃 90 〃 の場合~~

~~密：〃 90m3/ha以上の場合~~

【暫定歩掛】15-20-210 チェンソー伐開 (II) (SQ1513)

表20.4 チェンソー伐開 (II) 歩掛

(1,000m2当たり)

名 称	規 格	単 位	
混 合 油	混合比 25 : 1	ℓ	29.12
チェーンオイル		〃	0.81
世 話 役		人	8.09
特殊作業員		〃	8.09
普通作業員		〃	8.09
機 械 損 料	鋸長500mm	日	8.09
計			

備考1 本表は、チェンソーによる伐開の場合に適用し、玉切、枝払及び20m以内の片付けを含む。

2 勾配が40度以上の斜面における作業に適用する。

3 本歩掛を適用した場合は、「水産林務部請負工事歩掛見積要領」のフロー図に基づき試験施工を行い、必

## 18 冬 期 施 工

### 18-01 総 則

#### 18-01-100 冬期工事の積算

##### 1 適用基準

表 1 適用基準

除 雪 費	4月1日入札から対象となる。 (ただし、天候不順で当初設計と著しく異なる場合には、設計変更できる。)入札時に積雪がない場合は、着工時除雪は計上しないこと。
コンクリート 防 寒 工	4月1日入札から対象となる。(日平均気温4°C以下に適用する。)防寒養生、加熱、防寒囲い費を対象とする。
現 場 管 理 費	冬期割増対象は11月1日から3月31日までの期間とする。 ※この期間にまたがる工期にあっては補正する。 ※工場製作工事及び除排雪工事等には適用しない。

(注) 1. 上表の項目については、極力「条件明示」をすること。

2. 2箇年にまたがる工事の積算は、単年度工事と同様の扱いとする。

ただし、ゼロ国(道)債、翌債等で、契約後直ちに施工する必要がない工事(緊急を要さない工事)は、施工条件の明示を行い、当年度施工分に係る除雪費、防寒工の計上、及び現場管理費の補正は行わないものとする。

##### 2 現場管理費の補正

~~施工時期、工事期間等(冬期対象期間)を考慮して、工種別現場管理費率標準値(Jo)を補正することができる。~~

~~なお、上記1に示すように冬期対象期間を11月1日から3月31日までとし、この期間にまたがる工期にあっては、次により補正することができるものとするが、工場製作工事及び冬期条件下で施工することが前提となつては、除排雪工事等には適用しない。~~

$$\text{補正率}(\%) = \text{補正係数(積雪寒冷地域)} \times \text{冬期率} = \frac{\text{冬期対象期間(日数)}}{\text{工 期(日数)}}$$

~~(注) 1 冬期率及び補正率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。~~

~~2 工期は、実際に工事をするために要する期間で準備期間と跡片付け期間を含めた実工事期間とする。~~

~~3 補正係数(積雪寒冷地域)は森林土木事業積算要領の 覧表により適用する。~~

現場管理費率の算出等については、積算要領第6の1(2)イ(7)aによることとし、積算例は次を参考とする。

(参 考) 積算例

~~冬期補正の対象日数は原則として、ネットワーク又はバーチャート等により全工期を設定し、下記により補正する。~~

~~工期及び冬期補正対象期間は、準備・跡片付けを含む日数である。~~

(例1)

入 札 日：10月~~9~~8日

契 約 日：10月9日

工期開始日：10月10日

工期終了日：12月20日

補 正 月 日：11月1日以降

通 常 工 期：契約の翌日から72日間(10月10日～12月20日)

補正対象期間：50日間(11月1日～12月20日)

地 域：札幌市

$$\text{算 定：冬 期 率} = \frac{\text{冬期補正対象期間}}{\text{通 常 工 期}} = \frac{50}{72} \approx 0.69$$

∴補正率(%) = 1.6(札幌市の補正係数(2級地)) × 0.69 = 1.10%

(例2)

入札日：11月~~9~~8日

契約日：11月9日

工期開始日：11月10日

工期終了日：3月20日

補正月日：11月1日以降

通常工期：契約の翌日から132日間（11月10日～3月20日）

補正対象期間：132日間（11月1日～3月20日）

地域：旭川市

$$\text{算定：冬期率} = \frac{\text{冬期補正対象期間}}{\text{通常工期}} = \frac{132}{132} \approx 1.00$$

∴補正率（%）＝1.8（旭川市の補正係数（1級地））×1.00＝1.80%

(例3)

入札日：5月17日

契約日：5月18日

工期開始日：5月19日

工期終了日：1月30日

補正月日：11月1日以降

工期：契約の翌日から189日間（5月19日～11月23日）

通常工期（10日刻み調整）：196日間（5月19日～11月30日）

全体工期（余裕ある期間等含む）：257日間（5月19日～1月30日）

補正対象期間：30日間（11月1日～11月30日）

地域：旭川市

$$\text{算定：冬期率} = \frac{\text{冬期補正対象期間}}{\text{通常工期}} = \frac{30}{196} \approx 0.15$$

∴補正率（%）＝1.8（旭川市の補正係数（1級地））×0.15＝0.27%

### 3 冬期屋外工事の労務歩掛補正

冬期屋外工事における作業中の採暖時間、降雨待ち時間の増加及び就業時間の減少による実作業時間の短縮等に対する歩掛を補正する場合は下記による。

1) 冬期屋外工事の歩掛補正は、10月1日以降に入札（開札）する工事で、工期が当該年度の3月31日までの期間にあって、かつ、11月1日から3月31日までの期間が全工期日数の2分の1を超える屋外工事について補正の対象とする。

ただし、下記工種等については適用しない。

(1) 主体工事がトンネル坑内作業のもの、工場製作、その他屋内作業と認められる工事

(2) 除雪、排雪、コンクリート防寒養生（ただし、コンクリート防寒囲い設置・撤去作業には適用する）、その他屋外工事であっても歩掛が冬期条件下で施工することが前提となっている工事

(3) 交通誘導警備員

2) 歩掛補正は、屋外労務作業に従事する作業員を対象に行うものとし、冬期の特殊現場条件に対し必要となるコンクリートの保温養生費、除排雪費等は、本補正とは別途に必要額を積算する。

なお、機械作業についても、運転手の労務費についてのみ補正するものとし、運転手の補正を考慮して作業効率（E）の調整は行わず、純粋な現場条件のみから（E）の決定をする。

18-02-500 工事用道路除雪 (SQ1722)

表2.4 工事用道路除雪歩掛 (1km当たり)

名 称	規 格	単 位	施 工 延 長	除 雪 深	
				10cm~30cm以下	31cm~60cm以下
ホイールローダ運転	排出ガス対策型(第2基準) 山積み 1.3~1.4m <sup>3</sup> (バケツ)	日	2 km未満	0.73	1.04
			2 km以上 6 km以下	0.20	0.26

備考1 工事用道路の除雪に適用し、現場の作業場等の除雪には適用しない。

- 2 除雪回数の積上げについては、必要回数を計上する。
- 3 除雪深が範囲を超えている場合は、補正係数(積雪深補正)をかけて積算する。(例1・2参照)
- 4 上表の延長条件は、1回に行う除雪延長であり、同じ箇所を1日2回行う等により総除雪延長が適用範囲外となる場合でも、1回の除雪延長が上表以内であれば適用範囲内とする。
- 5 1回の対象延長が適用範囲を超えている場合はセット数(作業班数)を増やす。(例3参照)

例1) 対象除雪深が70cmの場合(施工延長2km未満)

10~30cmと31~60cmとの歩掛から、30cm積雪深が増えるごとにホイールローダの作業は0.31日増となっている。

$$\{1.04日 + 0.31日 \times (70 - 60) \div 30\} \div 1.04日 = 1.10 \dots \dots \text{補正係数}$$

10cm以上 30cm以下	31cm以上 60cm以下	差
0.73	1.04	0.31

31cm以上60cm以下の歩掛(1.04日)に補正係数(1.10)を乗じ、(1.14日/km)とする。

例2) 対象除雪深が5cmの場合(施工延長2km未満)

$$5 \text{ cm} \times 0.73 \text{ 日} \div 10 \text{ cm} = 0.37 \text{ 日/km}$$

例3) 対象除雪深が30cm、施工延長7kmの場合

延長が適用範囲を超えているため2セットとする。

$$1 \text{ セット目 } (\cancel{0.20} \times 0.73 \text{ 日} \times \cancel{3.5} \text{ km} + 0.20 \text{ 日} \times 4 \text{ km}) + 2 \text{ セット目 } (\cancel{0.20} \times 0.73 \text{ 日} \times \cancel{3.5} \text{ km}) = 1.42 \text{ 日/7km}$$

※補正係数及び補正後の歩掛値(運転日数)は小数第2位までとし、小数第3位を四捨五入とする。

18-02-600 囲い屋根部除雪 (SQ1723)

防寒囲い屋根部の50cm以上の積雪取り除きは、次表を標準とする。

表2.5 囲い屋根部除雪歩掛

(10m<sup>3</sup>当たり)

名 称	単 位	Pタイプ、Wタイプ、PWタイプ
普通作業員	人	0.41

備考 除雪量 (m<sup>3</sup>) V = A × H

A : 除雪対象面積(屋根面積) (m<sup>2</sup>)

H : 積雪深 (m)